

古筆別家における鑑定活動の中断時期について

——古筆別家五代・古筆勘兵衛の極札の紹介——

中村健太郎

一、はじめに

古筆別家三代当主、古筆了仲（守直・一六五六～一七三六）は、貞享四年（一六八七）四月、家職である古筆鑑定をもつて江戸幕府に出仕したこと（注）や、宝永七年（一七一〇）十二月に幕府より町屋敷（上野仁王門前東際、京間二百坪）を支給されたこと（注）などの事績が知られており、比較的著名な古筆鑑定家である。この三代古筆了仲（守直）が元文元年（一七三六）八月三十日、八十一歳でその生涯を閉じると、天保六年（一八三五）に古筆了観（生没年不明）が新たに古筆別家当主として立てられるまでの約百年間、古筆別家では鑑定業を中断した状態であつたとされている。このことは、古筆本家十代当主、古筆了伴（一七九〇～一八五三）が校閲したとする『和漢書画古筆鑑定家系譜並印章（注）』において、「了仲以後代々極不出」と特記されていることから確認できる。

ただし形式的ではあつたにしても、この中断時期に代々当主が存在し、家督相続を幕府から公認されていたことに

については、以前拙稿^(註四)で指摘した通りである。そのなかで、この中断期間の各当主が実際には鑑定活動を行っていた可能性が高いことに触れ、今後鑑定例が確認できるのではないかとの考えを示しておいた。その後、多くの古筆鑑定家の鑑定文書を調査する過程で、まさにこの古筆別家の鑑定活動の中断時期にあたる当主による鑑定事例を確認することができた。このことから、その鑑定文書についての調査報告をおこなうものである。

二、鑑定活動の中断時期に関する先行研究

古筆別家の歴代当主については、先にあげた『和漢書画古筆鑑定家系譜並印章』の他に『補正和漢書画古筆鑑定家印譜』^(註五)に掲載されているものが一般的に知られている。このほかには、前田香雪(一八四一〜一九一六)の「筆蹟鑑定」^(註六)があげられる。『国華』第八十五、八十七、八十九号に連載されたもので、古筆別家十三代当主、古筆了仲(栄村・一八二〇〜一八九二)の門弟として、自身も古書画の鑑定を行っていた人物の証言として重要な資料である。このなかで、前田香雪は古筆別家の系譜を掲載していることから、次に該当部分を示しておく。

初祖 古筆了佐 範佐 初名平沢弥四郎 寛文二年正月二十八日没年九十一 正寛庵櫟材了佐居士
 一代 勘兵衛 一村 了佐次男 慶安三年十月没 勘兵衛の名は三代六代ありて紛らはしきに依り一村勘兵衛と称へ来れり

二代 了雪 重光 一村長男初名治左衛門 延宝三年閏四月十四日没年六十四

三代 勘兵衛 了任 一村次男後ち了任と改む 延宝二年二月六日没

- 四代 了仲 守直 守村義子 貞享四年四月初て幕府の古筆見となる 元文元年八月三十日没年八十一
- 五代 弥四郎 安永二年七月二十七日没
- 六代 勘兵衛 天明四年二月三日没
- 七代 吉次郎 天明八年四月三日没
- 八代 了任 文化八年十月三十日没
- 九代 勘蔵 文政十二年二月二十一日没
- 十代 了助 弘化四年十一月二十六日没
- 十一代 長三郎 嘉永元年三月六日没
- 十二代 了之助 安政三年五月二日没
- 十三代 了観 最村 實は了伴の三男 故ありて廃せられ其終る処を詳かにせず
- 十四代 了仲 栄村 了伴門人清水了因の義子 實は尾州家の医師浅野文達の子 初名了因後了仲と改む 明治
- 二十四年三月三十一日没年七十二
- 十五代 了仲 直村 十四代了仲男 初名栄太郎 現在

従来の印譜には未掲載の鑑定家名が公表されており、その点では評価されてしかるべきかと考えるが、部分的に明らかでない誤りも指摘できる。古筆了雪（一六一二〜一六七五）を一村长男として二代目に行っているのは、おそらく慶応三年版の印譜に了佐の子として勘兵衛（一村）と了雪が併記されていることによる誤認と思われる。了雪は正しくは了佐五男で、本家や別家とは別にまた独立して古筆鑑定を行っている。また、注意されるのが、一村に始まる古筆別

家を古筆鑑定家の正統として記述している点である。前掲の「筆跡鑑定」において前田香雪は、徳川幕府から古筆見の公称を得て代々受け継いだのは古筆了仲家であり、この家系こそ正統であり先達ともいうべき家柄であると主張している。^(注七)この系譜は、その後前田香雪が監修として編纂に参加した『日本書画骨董大辞典』（日本美術鑑賞会、大正四年十一月）においても踏襲されており、一村の後を了雪が継いだ形のまま掲載され、また了仲の家系を第一に挙げ了栄以下の家系を「別家」としている。

この後、古筆別家の系譜の誤りを訂正しているものが、古筆了任（一八七五～一九三三）編『布留鏡 第二卷』^(注八)巻末に掲載されたものである。実際に前田香雪の印譜を訂正する意思を古筆了任が持っていたかは不明であるが、自家の系譜を正しく示すことを目的としていることは確かであろう。別家の系譜部分のみを示すと左記の通り。

勘兵衛 了佐三男 名一村 無二ト号ス 江戸ニ召出サル

了任 名守村 勘兵衛 一村男 延宝二年二月六日没年四十六

了仲 俗称勘兵衛 名守直 賢叟 又鈞玄斎 元文元年八月晦日没年八十一

了任 俗称弥四郎 安永二年七月二十七日没

勘兵衛 天明四年二月三日没

吉次郎 天明八年四月三日没

了任 文化八年十月晦日没

勘蔵

了助

長三郎

了之助

了観 名最村 了伴三男

了仲 名栄村 釣玄斎俊翁 閑事庵 北斗庵 明治二十四年三月三十一日没年七十二

了仲 名直村 二釣玄直翁 大正九年一月十一日没年六十七

了任

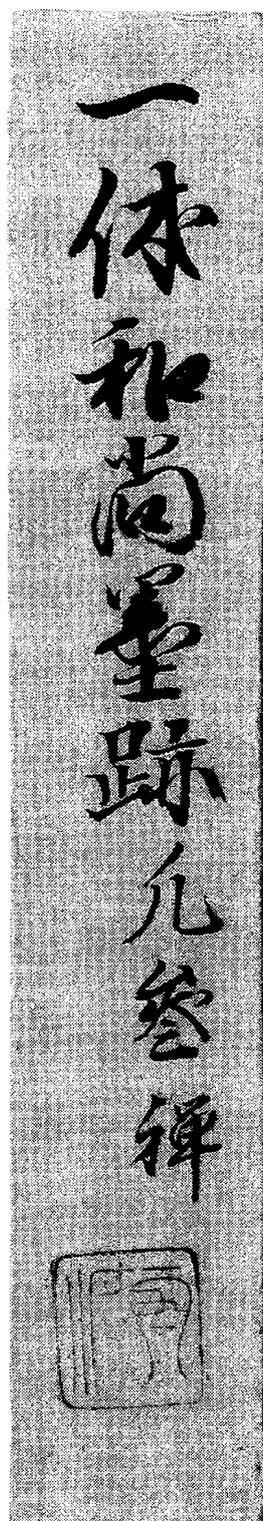
この系譜のなかで勘蔵以下、了之助まで没年等の記載がない点是不審であるが、先に通行していた古筆別家の系譜を最終的に別家末裔の了任が訂正を加えたことにより、基本的な系譜が示されたと考えられる。

この後、古筆別家の系譜を掲載する各工具書類は、江戸時代以来の印譜の系譜をもとにしたもの（鑑定業中断期の当主名を削除している系譜）と、前田香雪の提示した系譜をもとにしたもの（古筆了雪が別家の系譜に混入している系譜）、『布留鏡 第二巻』掲載の印譜によるもの（別家の全当主名を列記した系譜）の三種類のそれぞれ異なった内容の系譜が流布することとなり、現在に及んでいる。

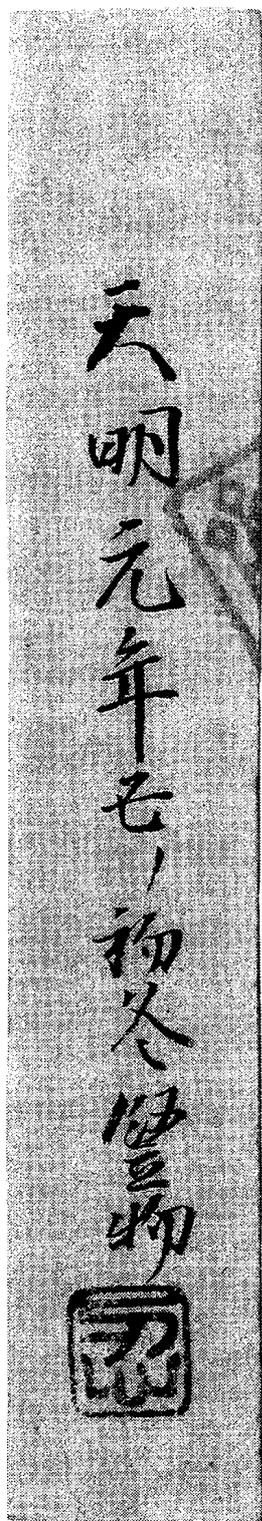
三、別家五代当主・古筆勘兵衛の極札

先に確認した鑑定活動中断時期に該当する当主のなかで、今回はじめて確認することができた鑑定文書の図版を掲げる。

〈図版①〉 極札・表面 「一休和尚墨跡 凡参禅 (〔守村〕黒印)」



〈図版②〉 極札・裏面 「天明元年丑ノ初冬豎物 (〔忍〕黒印)」



当該資料は個人蔵で、縦十四・二×横二・四 (cm) で、裏面の鑑定年月の記載から天明元年 (一七八一) 初冬 (十月) 発給の鑑定書であることが確認できる。極印に「守村」黒印を用いていることから、古筆別家による鑑定と判断される。念のため、三代了仲 (守直) が使用している「守村」印との比較をおこなったところ、同一の印である。また、裏面にみられる朱割印は同じく三代了仲 (守直) 所用の「釣玄斎」印を鑑定台帳との割印に利用しており、同じく裏面の「忍」黒印も三代了仲 (守直) の使用例が確認できる。

この「天明三年丑ノ初冬」の時期に古筆別家の当主であつた人物は、別家五代当主・古筆勘兵衛（？〜一七八四）である。古筆勘兵衛は、古筆別家四代・古筆了任（弥四郎・？〜一七七三）の男。宝暦六年（一七五六）五月、父の了任（弥四郎）の後をうけて古筆鑑定業相続。宝暦七年（一七五七）一月二日に初めて徳川家重の御目見得に与る。^{〔注九〕}天明四年（一七八四）二月三日没。享年不明。古筆別家の菩提寺である臨江寺に現存する墓碑には「良嶽宗知居士 天明四辰年二月六日 古筆氏守村公」とある。現在一例のみではあるものの、実際に古筆鑑定を行い、自身の鑑定書も発給していたことが確認されるのである。

四、おわりに

鑑定活動中断時期の古筆別家各当主のなかで、今回はじめて鑑定の実例を確認することができた古筆別家五代当主・古筆勘兵衛については、まだ多くの不明な点が存する。今後は基礎的な伝記研究を継続しながら、また同時にこの中断期間に該当する古筆別家各当主の鑑定文書についても博捜することにより、古筆別家における古筆鑑定活動がより明確になるであろう。

〔注〕

注一、「古筆由緒書」、『祠曹雑識』三、内閣文庫所蔵史籍叢刊第九卷、汲古書院、昭和五十六年七月）古筆了仲（守直）の項の記載に拠る。

注二、前掲注一に同じ。

注三、天保七年板行。森繁夫『古筆鑑定と極印』（雅俗山荘、昭和十八年一月）付載の複製に拠る。

注四、『古筆別家の鑑定活動について』（『若木書法』四、國學院大學書道研究室、平成十七年三月）

注五、慶応三年板行。前掲注三に掲載の複製による。

注六、前田香雪（本名健次郎、通称夏繁）嘉永七年十月十一日古筆了仲（栄村）へ入門、明治十九年十二月二十八日鑑定免許を受ける。発給の鑑定書としては、極印に「香雪」の黒角印を捺した極札が確認できる。『五島美術館蔵品図録』（五島美術館、昭和六十年四月）に掲載鑑定書を含め、現在極札七点、折紙一点を確認している。

注七、了仲の家系を古筆鑑定家の正統と主張する前田香雪の説を考えるに、自身の直接の師である了仲家を宣揚したいという意識があったからであろうか。古筆了佐以来、「琴山」印を極印として伝えた了栄の家系を本家として捉えることは、江戸時代に板行された印譜類からも明らかである（先ず了栄の家系が優先的に記載され、了佐からの代数は了栄の家系の当主にのみ付されている）。

注八、古筆了任（古筆別家十五代当主）編。古鏡社、大正十四年十一月。

注九、別家五代当主勘兵衛の事績については、前掲注一に同じ。

〔付記〕

今回掲出した鑑定文書については、大東文化大学書道研究所客員研究員・財前謙先生よりご教示いただきました。また調査閲覧につきましても多大なご助力をいただきました。ここに衷心より御礼申し上げます。